

住宅関連支援制度のご案内

福祉

- 住宅改修（バリアフリー等） 1
- 家具転倒防止器具等取付 3
- 火災警報器 3
- 民間賃貸住宅家賃等 4



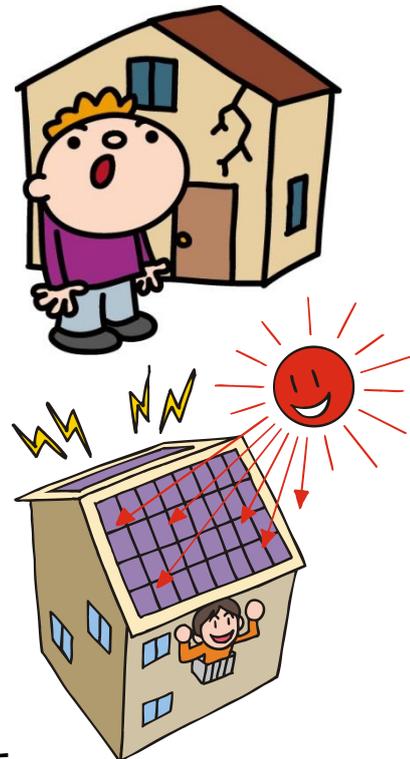
災害対策

- 耐震診断 5
- 耐震改修 6
- あんしん住宅助成 7
- 危険コンクリートブロック等 8
- 狭あい道路対策事業助成 9



都市環境・省エネ

- スマートハウス関連設備 10
- コンポスト容器等 11
- 雨水貯留・浸透施設 11
- 高度処理型浄化槽 12
- 水洗便所改造 13
- 私道下水道敷設 14
- 緑化（生垣、花壇、
屋上緑化、駐車場緑化、） 15



税金の減額・特別措置

- 固定資産税について 18
- 国税（所得税等）について 18

➤ここに掲載しているものは概要です。
詳細およびご利用の際は各担当課へお問い合わせください。

福祉

● 住宅改修（バリアフリー等）

[1] 介護保険の認定を受けている方への住宅改修費の助成

概要	在宅で自立した生活や安全を確保し、より快適に過ごすための住宅改修を支援します。
助成対象	対象者が居住する住宅の改修費用 ※住宅改修の種類や注意点は、次頁下欄をご覧ください。
助成費用	限度対象額 20 万円 ※うち支給額は9割～7割で、1割～3割の自己負担があります。助成金額は、最大18万円～14万円です。
対象要件	(1) 要支援1・2、要介護1～5と認定された方 (2) 住民登録があり実際に居住している住宅の改修であること
担当課	介護福祉課 電話：047-712-8541

[2] 居宅生活動作補助用具の支給

概要	在宅の障がい者の方に、居宅での移動等を円滑にするための用具（設置に小規模な住宅改修が伴うもの）を支給します。（用具の支給は1回限りで、施工前に申請が必要となります）
助成対象	助成対象は、以下のいずれかになります。 ①手すりの取付け ②床段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 ④引き戸等への扉の変更 ⑤洋式便器等への取替え ⑥その他市長が必要と認める住宅改修
助成費用	限度額 20 万円 （課税世帯の支給額は9割で最大18万円。1割は自己負担となります。非課税世帯の支給額は10割で最大20万円です。）
対象要件	・ 下肢または体幹機能障害1～3級までの学齢児童以上の方 ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害1～3級までの学齢児童以上の方 ・ 上肢障害1～2級までの学齢児童以上の方（上肢障がいの方は特殊便器への取替えのみが対象です） ・ 下肢または体幹機能に障がいがある方で難病の方 ※介護保険の対象となる方は、助成対象外となります。
担当課	障がい者支援課 電話：047-712-8513

[3] 高齢者及び障害者すみよい住まいづくり助成制度（住宅改修費助成制度）

概要	「介護保険の認定を受けている方への住宅改修の助成」または「住宅生活動作補助用具の助成」の上限を超える費用に対して助成します。
助成対象	助成対象（改修内容）は、前頁「介護保険の認定を受けている方への住宅改修費の助成」と同一です。 ※下欄参照
助成費用	限度額 20 万円 （1 住宅につき 1 回を限度）
対象要件	(1)65 歳以上で介護保険法の要支援・要介護と認定された方 (2)身体障害者手帳の交付を受け、下肢機能、体幹機能又は移動機能障がいの程度が 1 級～3 級の方 ※いずれも改修する住宅に居住または登録されているすべての方が市民税非課税の方が対象です。
担当課	介護福祉課 電話：047-712-8540

[1] 介護保険の認定を受けている方への住宅改修費の助成**[3] 高齢者及び障害者すみよい住まいづくり助成制度**

助成対象は以下の改修内容です。

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①から⑤住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※ 家屋の新築・増築や、老朽化に伴う改修は対象外です。

※ 必ず工事着工前の申請が必要です。



廊下への手すりの取付費用



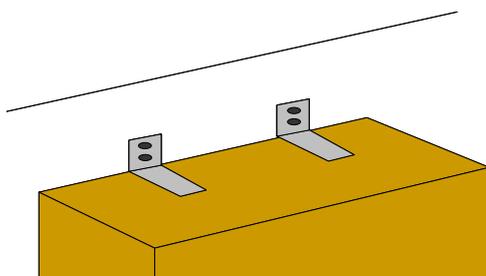
玄関までの段差解消費用等

● 家具転倒防止器具等取付費補助制度

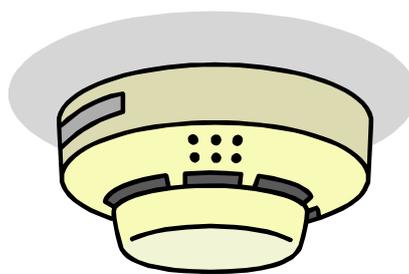
概要	高齢者や障がい者の安全を確保するため、家具の転倒防止器具等の購入や取付け費用を補助します。
助成対象	家具（タンス、食器棚、本棚その他これらに類する床置き型の家具並びにテレビ、冷蔵庫及びつり下げ型照明器具）転倒防止器具等の購入又は取付けの費用
助成費用	限度額 1万円 (転居や建て替えをした場合を除き、1世帯1回限り)
対象要件	(1)65歳以上の高齢者で構成された市民税非課税世帯 (2)身体障がい者（1、2級）及び知的障がい者・精神障がい者（1級）で構成された市民税非課税世帯 (3)(1)(2)で構成される世帯 ※18歳以下の市民税非課税者が含まれる場合も対象となります。
担当課	介護福祉課 電話：047-712-8540

● 火災警報器の給付

概要	火災の不安に対し、安心して日常生活が過ごせるよう、煙感知式火災警報器と熱感知式火災警報器を給付・設置します。
助成対象	【煙感知式火災警報器】 【熱感知式火災警報器】
助成費用	【煙感知式火災警報器】【熱感知式火災警報器】各1個(合計2個まで) ※同一の品目については5年を経過すれば再申請できます。
対象要件	居住者全員が65歳以上、かつ市民税非課税の住宅の世帯主
担当課	介護福祉課 電話：047-712-8540 行徳支所 電話：047-359-1274（介護福祉相談窓口）



家具転倒防止器具等の購入・取付費費用



火災警報器の給付

● 民間賃貸住宅家賃等助成制度

概要	取り壊し等による立ち退きを求められた高齢者、心身障がい者、ひとり親世帯などの方が市内の民間賃貸住宅に転居した場合、住宅家賃の差額と転居費用の一部を最大2年間助成します。
助成対象	<p>【住宅家賃助成金】 転居前の家賃と転居後の家賃との差額</p> <p>【転居費用助成金】 礼金と仲介手数料などから立ち退き料を差し引いた額</p>
助成費用	<p>【住宅家賃助成金】 限度額 月額3万8千円</p> <p>【転居費用助成金】 限度額 19万円</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市に2年以上居住し、住民登録している ・現在居住している民間賃貸住宅の取り壊し等のため、立ち退きを求められていること ・次の(1)～(4)のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> (1)65歳以上の高齢者世帯 (2)心身障がい者がいる世帯 (3)ひとり親世帯 (4)父母のない児童を養育する世帯 ・転居先が月額家賃70,000円以下の民間賃貸住宅である ・収入が公営住宅法で定める金額以下 ・生活保護を受けていない
担当課	市営住宅課 電話：047-383-9594

災害対策

● 木造耐震診断助成制度

概要	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造戸建住宅の耐震診断を実施した場合に、診断費用の一部を助成します。
助成対象	木造住宅耐震診断士等による耐震診断 (精密診断法による耐震診断に限る)
助成費用	耐震診断士に支払う額の 3 分の 2 限度額 8 万円
対象要件	①自ら所有し、かつ居住する住宅 ②地上階数が 2 以下であること 他、対象要件あり
担当課	建築指導課 電話：047-712-6337

● マンション耐震診断助成制度

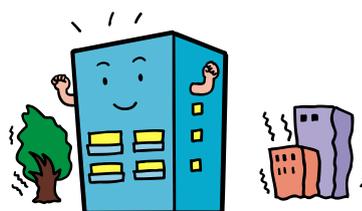
概要	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工されたマンションの耐震診断を実施した場合に、診断費用の一部を助成します。
助成対象	マンション耐震診断士等による耐震診断
助成費用	予備診断費の 3 分の 2 限度額 3 万 4 千円 本診断費の 3 分の 2 限度額 100 万円
対象要件	①鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、3 階建て以上 ②延べ床面積が 1,000 平方メートル以上の区分所有マンション 他、対象要件あり
担当課	建築指導課 電話：047-712-6337



耐震診断士による耐震診断



木造住宅の耐震改修費用



マンションの耐震改修費用

● **木造住宅耐震改修助成制度**

概要	耐震診断助成制度を利用した耐震診断結果を受けて耐震改修（ $I_w=1.0$ 以上）を行った場合に、改修費用の一部を助成します。
助成対象	木造住宅耐震診断士等による耐震改修設計、耐震改修工事及び工事監理
助成費用	設計費、工事費及び工事監理費の80% 限度額：100万
対象要件	<p>【木造住宅耐震改修費補助金】</p> <p>①市税を滞納していないこと</p> <p>②違反建築物でないこと</p> <p>③工事が建設業者（建設業法の許可を受けた者）又は耐震改修に係る木造住宅の新築工事を行った者によるものであること</p> <p>他、対象要件あり</p>
担当課	建築指導課 電話：047-712-6337

● **マンション耐震改修助成制度**

概要	耐震診断結果を受けて耐震改修（ $I_s=0.6$ 以上）を行った場合に、改修費用の一部を助成します。
助成対象	マンション耐震診断士等による耐震改修設計と耐震改修工事
助成費用	設計費の3分の2 限度額：100万円 改修工事費の3分の1 限度額：1千万円
対象要件	<p>【マンション耐震改修設計費補助金】</p> <p>①区分所有者の過半数の者が現に居住し、かつ市税を滞納していないこと</p> <p>②違反建築物でないこと</p> <p>他、対象要件あり</p> <p>【マンション耐震改修工事・工事監理費補助金】</p> <p>①マンション耐震改修設計費補助金が交付されていること</p> <p>②工事が建設業者（建設業法許可を受けた者）によるものであること</p> <p>③工事監理が一級建築士により行われること</p> <p>④耐震改修促進計画の認定を受けていること</p> <p>他、対象要件あり</p>
担当課	建築指導課 電話：047-712-6337

● あんしん住宅助成制度

概要	住宅の良質化に資する改修工事を、市内の施工業者を利用して行う場合に、その経費の一部を助成します。
助成対象	住宅の良質化に係る改修工事 ①バリアフリー②防災性向上③省エネ④子育てに対する配慮
助成費用	補助対象工事費の3分の1、限度額10万円 ただし、耐震診断後、木造住宅で耐震性を高める工事（現状のIw値が1.0未満であって、Iw値の向上が明確に示されたもの）を行う場合や、旧耐震基準で建てられた木造住宅に耐震シェルターを設置する場合は、補助対象工事費の2分の1、限度額：30万円
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内在住で住民登録をしている ・補助対象住宅に居住する全ての方が市県民税、固定資産税、都市計画税を滞納していない ・現に市内に所有し自ら居住している住宅 （マンション等の集合住宅は個人専有部分） ・市内の事業者（法人・個人）により施工が行われる
担当課	街づくり推進課 電話：047-712-6327

● 危険コンクリートブロック塀等対策事業助成制度

概要	危険ブロック塀等の除却費用の一部を助成します。		
助成対象	除却工事		
助成費用	助成の種類	道路等	助成費用 下表の①～③の金額のうち、最も低い額（千円未満切り捨て）
	全部除却	避難路の沿道	① 撤去工事費の3分の2 ② 除却する塀の長さ1メートルあたり15,000円 ③ 上限30万円
		避難路の沿道以外	① 撤去工事費の3分の2 ② 除却する塀の長さ1メートルあたり10,000円 ③ 上限20万円
	部分除却	全ての道路等	① 撤去工事費の3分の2 ② 除却する塀の長さ1メートルあたり最大5,000円 ③ 上限10万円
対象要件	① 職員が事前調査で助成対象と判定したブロック塀等であること ② 建築基準法第42条の道路、同法第43条第2項第1号・同項第2号の規定による道・空地で当該道・空地の管理について利害関係者の協定が成立しているもの、通学路等の避難路に面した部分 ③ 土地または建築物の販売を目的として行うものでないこと 他、対象要件あり		
担当課	建築指導課 電話：047-712-6337		

● 狭あい道路対策事業助成制度

概要	道路拡幅用地の整備と寄付に必要な分筆測量の費用の全額又は一部を助成します。
助成対象	市で管理している建築基準法第 42 条第 2 項の道路などで道路拡幅を行うもの。
助成費用	<ul style="list-style-type: none"> ・市が分筆作業を行う場合は、原則、市が全額負担します。 ・自ら分筆作業を行う場合、道路拡幅用地の測量分筆登記作業に要した費用（上限 24 万円）を助成します。 ・道路整備は市で行います。
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・道路拡幅用地を市川市に寄付できること。 ・敷地及び道路の境界が全て確定していること。 ・道路拡幅用地の分筆及び抵当権等の抹消が可能であること。 ・市川市宅地開発条例に定める一部の事業に該当しないこと。但し、事業区域の面積が 500 平方メートル未満の中高層建築物や共同住宅は対象となります。 ・分譲を目的とする建築又は宅地造成等でないこと。 ・公的機関が行う事業でないこと。
担当課	建築指導課 電話：047-712-6334

都市環境・省エネ

● スマートハウス関連設備設置助成事業

概要	家庭における地球温暖化対策の推進のため、住宅にスマートハウス関連設備を設置した方、またはスマートハウス関連設備が設置された建売住宅を購入した方を対象に、その費用の一部を助成します。	
助成対象	設置費	
助成費用	設備の種類	補助金額
	住宅用太陽光発電設備	上限9万円（1キロワットあたり2万円） 市内事業者施工の場合、上限112,500円 （1キロワットあたり2万5千円）
	家庭用燃料電池システム	上限5万円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	上限10万円
	太陽熱利用システム （強制循環型のみ）	上限5万円
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備が太陽光発電設備の場合は、設備設置工事を開始する前日までに建築工事が完了しており、エネルギー管理システム又は定置用リチウムイオン蓄電システムが設置されていること ・補助対象設備を設置した方が居住する住宅 	
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用のスマートハウス関連設備で、建築物、電気設備、ガス設備及び水道設備に関する法令に準拠していること ・設備等を設置した住宅に居住し、住民登録されている方 ・申請者及び申請者と同一世帯に属する方が、市川市に納付すべき税金を滞納していないこと ・令和2年4月1日以降に設備等を購入、又は設置工事を開始した方で、令和3年2月26日までに設置工事を完了し、申請書と添付書類を提出できる方 ・設備の設置にかかる費用を負担し、設備を所有していること ・設備等を設置する方が住宅の所有者でない場合、又は共有者がいる場合は、すべての所有者、共有者から設備の設置について同意を得ていること ・太陽光発電設備の場合は、電気事業者と発電した電気に係る特定契約を締結していること ・暴力団および暴力団密接関係者ではないこと 	
担当課	生活環境整備課 電話：047-712-6317	

● コンポスト容器等購入費補助金

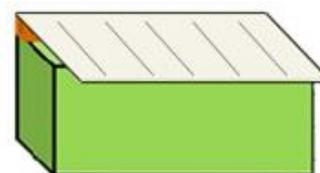
概要	コンポスト容器等の購入費用の一部を補助します。
助成対象	地上据置型（屋外用）コンポスト容器 密閉型（屋内型）コンポスト容器 ミニ・キエーロ
助成費用	購入金額の2分の1 限度額：3千円
対象要件	住民登録されている方（1年度1世帯2基まで）
担当課	生活環境整備課 電話：047-712-6317



地上据置型コンポスト容器



密閉型コンポスト容器



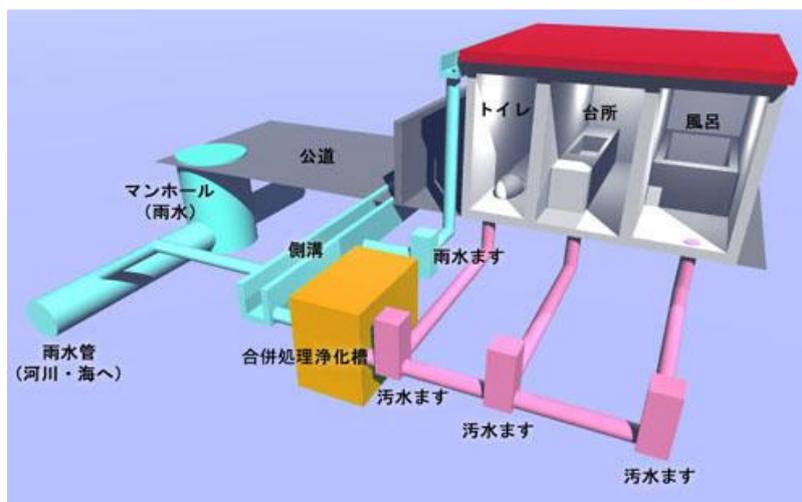
ミニ・キエーロ

● 雨水浸透・小型貯留施設等助成制度

概要	雨水浸透施設または雨水小型貯留施設の設置費の一部について助成します。
助成対象	①雨水小型貯留施設：雨どい取付型 浄化槽転用型 ②雨水浸透施設：浸透ます 浸透トレンチ
助成費用	①雨水小型貯留施設 雨どい取付型 設置費の2分の1 限度額：2万5千円 浄化槽転用型 設置費の3分の2 限度額：8万円 ②雨水浸透施設 浸透ます 市の定める標準算定基準により算出した額 浸透トレンチ
対象要件	①雨水小型貯留施設 「市川市宅地開発条例」または、これに準ずる協議の対象とならない建築物 ②雨水浸透施設 「市民あま水条例」の届出及び、「市川市宅地開発条例」または、これに準ずる協議の対象とならない建築物 ※対象施設の購入・設置前に申請願います。助成金交付可否決定通知書の受領後に工事を開始して下さい。
担当課	河川・下水道管理課 雨水施設グループ 電話：047-712-6361

● 高度処理型（窒素又はリン除去）浄化槽設置費補助金制度

概要	窒素又はリンを除去する「高度処理型浄化槽」の設置費用、既存の単独処理浄化槽やくみ取り便所の撤去費用の一部について助成します。
助成対象	①既存単独処理浄化槽を撤去し、高度処理型浄化槽を設置する費用 ②くみ取り便所を水洗便所に転換して、高度処理型浄化槽を設置する費用
助成費用	<p>【設置費用】 限度額 5人槽：44万4千円、7人槽：48万6千円、 10人槽：57万6千円</p> <p>【撤去】 ①の場合：18万円を限度に加算 ②の場合：10万円を限度に加算</p> <p>【配管費】 ①の場合：30万円を限度に加算 ②の場合：20万円を限度に加算</p> <p>【N10型】 20万円を限度に加算</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道の整備が7年以上見込まれない地域であること ・自己が居住する為の住宅（併用住宅を含む）であること ・設置する高度処理型浄化槽が10人槽以下であること <p>※いずれの場合も、新築、建替え等建築確認を伴うものを除く</p>
担当課	河川・下水道管理課 下水道施設グループ 電話：047-712-6358



● 水洗便所改造資金貸付制度

概要	汲取便所を水洗トイレに改造したり、浄化槽の廃止工事をする費用に対して貸付を行います。	
助成対象	(1)汲み取り便所の改造 (2)上記以外の接続工事	
助成費用	(1) 汲み取り便所の場合 1世帯につき貸付金額 40 万円以内（利息なし） 返済期間：50 ヶ月以内 (2) 上記以外の接続工事の場合 1世帯につき貸付金額 30 万円以内（利息なし） 返済期間：40 ヶ月以内	
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道が使える地域に居住する家屋の所有者又は所有者の同意を得た家屋の貸借者 ・市税と下水道受益者負担金を完納している ・貸付金の償還能力を有する ・連帯保証人を有する 	
担当課	下水道経営課 水洗普及担当	電話：047-712-6482

● 私道下水道管渠敷設工事助成

概要	私道の下水道管敷設に対して、工事費の全額を助成します。
助成対象	私道の下水道管を敷設する工事費用
助成費用	全額
対象要件	1.両端が公道に接した私道、幅員 1.0 メートル以上で公共性が高い 2.一端が公道に接した私道、幅員 1.0 メートル以上で利用戸数 2 戸以上 3. 1・2にかかわらず公益上私道に敷設することが有利 4.私道所有者の承諾が得られる 5.下水道を利用できるようになってから 1 年以内 6.施工業者は、市川市特定指定排水設備工事業者であること。
担当課	河川・下水道管理課 下水道施設グループ 電話：047-712-6358



水洗便所改造資金



下水道管渠敷設の工事費用

● 緑化

[1]生垣助成制度

概要	生垣を新たに設置する場合、またはブロック塀を生垣に変更する場合に、費用の一部を助成します。
助成対象	生垣設置費用
助成費用	限度額：1メートル当たり2万円（ブロック塀撤去費用5千円を含む）
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市に建物敷地を所有し、又は使用する者 ・道路に面した部分に設置 ・植栽の方法が、1メートル当たり2本以上で、相互に葉が触れ合う程度に樹木を列植し支柱を設置 ・樹木の高さが1.20メートル以上 ・生垣の総延長が3.0メートル以上
担当	（公財）市川市花と緑のまちづくり財団 電話：047（318）5760

[2]花壇設置助成制度

概要	道路沿いに花壇を新設する費用の一部を助成します。
助成対象	<p>①地植え花壇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路と接した面の延長1.0メートル以上 ・幅 0.5メートル以上 ・高さ 道路面から0.6メートル以下 <p>②プランター花壇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容量100リットル以上 ・耐久性及び強度を確保できる材質 ・長形が道路と接すること <p>合計面積1.0平方メートル以上</p>
助成費用	<p>下記の額の合計、または助成対象経費の総額の2分の1の小さい方。上限15万円。</p> <p>①地植え花壇新設費 1平方メートル当たり15,000円</p> <p>②プランター花壇新設費 1基当たり5,000円</p> <p>③種苗費 1平方メートル当たり1,500円</p> <p>④既存ブロック塀等の撤去費 1平方メートル当たり5,000円</p>
対象要件	市川市内に建築物を所有し、又は使用する者
担当	（公財）市川市花と緑のまちづくり財団 電話：047（318）5760

[3]屋上等緑化助成制度

概要	屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化の費用の一部を助成します。
助成対象	<p>①屋上緑化 建築物の屋上に 3 平方メートル以上の面積の緑化区画を造成する費用</p> <p>②ベランダ緑化 建築物のベランダに 1 平方メートル以上の面積の緑化区画を造成する費用</p> <p>③壁面緑化 ツタその他の樹木を植栽し、建築物の壁面又は壁面に設置したフェンス等を覆わせる費用</p>
助成費用	<p>①屋上緑化</p> <p>i 1 平方メートルあたり単価×緑化区画面積×2 分の 1 ※植物の種類により単価が異なる</p> <p>ii 助成対象費用の総額×2 分の 1</p> <p>i 又は ii の内、どちらか小さい方の額で、上限 50 万円</p> <p>②ベランダ緑化</p> <p>i 1 平方メートルあたり 10,000 円×緑化区画面積×2 分の 1</p> <p>ii 助成対象費用の総額×2 分の 1</p> <p>i 又は ii の内、どちらか小さい方の額で、上限 20 万円</p> <p>③壁面緑化</p> <p>i 1 平方メートルあたり 5,000 円×緑化区画面積×2 分の 1</p> <p>ii 助成対象費用の総額×2 分の 1</p> <p>i 又は ii の内、どちらか小さい方の額で、上限 10 万円</p>
対象要件	市川市に住所を有する個人または事務所・事業所を有する法人
担当	(公財) 市川市花と緑のまちづくり財団 電話：047 (318) 5760



屋上緑化等の費用

[4] 駐車場緑化助成制度

概要	駐車場を緑化する費用の一部を助成します。
助成対象	<p>(1)戸建住宅・共同住宅などの敷地内の駐車場の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場区画内のみ ・ 緑化施設面積 5 平方メートル以上 ・ 緑化施設は下記「①芝又は地被類」「⑤芝又は地被類と芝生等保護材」 <p>(2)駐車場のみにも供されている土地の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場区画内及び駐車場と一体となっている周辺の緑化施設の区域 ・ 緑化施設面積 5 平方メートル以上 ・ 緑化施設は下記①から⑤の 5 種類
助成費用	<p>下記の区分により算定した額の合計、または助成対象経費（申請者の見積額）の総額の 2 分の 1 の小さい方の額で、上限 50 万円。</p> <p>①芝・タマリユウ等の地被類 1 平方メートルあたり 1,000 円</p> <p>②低木植栽 高さ 1 メートル未満 1 本あたり 1,000 円</p> <p>③中木植栽 高さ 1 メートル～3 メートル未満 1 本あたり 4,000 円</p> <p>④高木植栽 高さ 3 メートル以上 1 本あたり 15,000 円</p> <p>⑤地被類と芝生等保護材(緑化率 30%以上)1 平方メートル当たり 10,000 円</p>
対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市内の駐車場に 5 平方メートル以上の面積の緑化施設を設ける者 ・1 敷地に対して 1 回限り
担当	(公財) 市川市花と緑のまちづくり財団 電話 : 047 (318) 5760

税金の減額・特別措置

住宅の新築、耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、長期優良住宅の新築を行った場合、一定の条件を満たすと固定資産税・所得税等の税金が減額されます。

固定資産税については固定資産税課に、所得税等の国税については市川税務署にお問い合わせください。

- **固定資産税について**

固定資産税課 電話：047-712-8672(家屋担当直通)

- **国税（所得税等）について**

市川税務署 北方1丁目11番10号 電話：047-335-4101

この資料についてのお問い合わせは、街づくり推進課までお願いします。

市川市役所 街づくり部 街づくり推進課

〒272-0033 千葉県市川市市川南2-9-12

TEL：047-712-6327 FAX：047-712-6326

ホームページ：<http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit05/1111000047.html>
